

## 広報ひがしくるめ「市民伝言板」掲載基準要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東久留米市広報発行規程（昭和46年訓令甲第2号）第4条の規定に基づき、広報ひがしくるめ市民伝言板（以下「伝言板」という）の掲載基準について必要な事項を定める。

(掲載できるグループ等)

第2条 掲載できるグループ等は、以下の内容をすべて満たすものとする。

- ①文化、スポーツ及び社会福祉等で、その活動が市民全体に開放されたグループ等であること
- ②グループ等の構成員の半数以上が、市内在住・在勤・在学の方であること
- ③野外活動を中心とする場合（例 ハイキング・山登り、スキーなど）を除き、原則としてグループ等の活動拠点が市内であること

(掲載の基準)

第3条 掲載できる記事は、前条のグループ等のものとする。ただし、次の各号に抵触するものは掲載しない。

- ①政治活動を目的としたもの
- ②特定の個人又は団体に対し一定の利益或いは損害を与えると判断される活動で、政治活動と誤解される恐れのあるもの
- ③宗教活動（宗教活動と誤解される恐れのある場合も含む）を目的としたもの
- ④営利活動を目的としたもの
- ⑤講師、指導者等が対価を求めて実施するもの及び参加費（会費）等が材料費、会場借上料、講師謝礼等の必要経費に比して著しく適性を欠くもの
- ⑥売名行為を目的としたもの
- ⑦動植物等の売買、交換等（無償も含む）を目的としたもの
- ⑧グループ等の構成員相互の連絡、同窓会の告知を目的としたもの
- ⑨求職・求人を目的としたもの
- ⑩その他、公序良俗に反するなど広報掲載に適さないと判断されるもの

(掲載内容の非関与)

第4条 市長は、掲載内容については関与しない。

(掲載内容の確保責任)

第5条 掲載したグループ等は、伝言板の掲載内容を自己の責任で実施しなければならない。なお、掲載内容に関して問題が生じた場合は、当事者間の問題として、市は一切の責任を負わない。

(掲載の申し込み)

第6条 伝言板に掲載を希望するグループ等は、次の各号に定めるところにより企画経営

室秘書広報担当へ所定の依頼原稿を提出しなければならない。

①提出原稿は、題名、主催団体名、開催（活動）日時、開催（活動）場所、費用、及び連絡先等を所定の様式に記載して提出するものとする。なお、連絡先は市内在住のグループ等の構成員とする

②掲載申し込みができるのは、4月15日号から10月1日号までを3月1日から、10月15日から翌年4月1日号までを9月1日からとする

③申込期限は掲載希望号発行日の1か月前までとする

④前2項は、当該日が閉庁日に当たるときは、当該日以降の直近の開庁日を以って当該日とする

2 1 グループ等につき掲載できる件数は1発行号につき1件とし、掲載できる回数は原則として1年度につき4回を限度とする。但し、継続して掲載をする場合は2号以上の間隔を空けるものとする。

（掲載の決定）

第7条 掲載希望が多数の場合は先着順に掲載を決定する。

（修正及び削除）

第8条 提出された原稿は、編集上の都合により文意を損なわない程度で、広報編集用に修正、削除することができる。

（掲載料金）

第9条 掲載料金は無料とする。

（掲載の停止）

第10条 市長は次の各号の一つに該当すると認めるときは掲載予定号並びにそれ以降の掲載を停止することができる。

①第3条に定める事項を偽って申し込みをしたとき

②第5条に定める事項に違反し、市及び市民に損失を与えたとき

（その他）

第11条 この要領に定めるものの外、必要な事項は企画経営室長が定める。

付 則

1 この掲載基準要領は昭和57年5月1日より施行する。

付 則

1 この掲載基準要領は昭和61年4月1日より施行する。

付 則

1 この掲載基準要領は昭和63年4月1日より施行する。

付 則

1 この要領は、平成10年4月1日より施行する。

付 則

1 この要領は、平成10年6月1日より施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 26 年 3 月 1 日より施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和 5 年 3 月 1 日より施行する。
- 2 令和 5 年 4 月 1 日号までの掲載の申し込みに係る第 6 条第 1 項③の適用については、同項③中「1 か月前」とあるのは、「20 日前」とする。